

REACH - JAPANESE

モメンティブのREACH対策について

2007年6月1日に、EU加盟国の化学メーカーおよび輸入業者に適用される新たなEU規則1907/2006（REACH）が施行されました。REACHとは、Registration, Evaluation and Authorization of Chemicalsの頭文字をとったもので、化学品の登録、評価、許可を行なうものです。

REACHの概要

REACHの目的は、当局がより正確に化学品の潜在的なリスクを評価したり、その使用に規制が必要かを判断するために、化学品に関する情報を当局に提供するものです。いくつかの例外を除いて、年間1トン以上の化学品を製造あるいは輸入するEU内の企業は、定められた期日までに欧州化学品庁（ECHA）にその化学物質を登録しなければなりません。欧州化学品庁に必要な事前登録を届け出た場合は、その登録期限は延長されます。化学品メーカーおよび輸入企業は、川下使用者、すなわちその化学品を用いる会社に化学品安全報告（CSR）を提出することが義務付けられています。これは化学品の安全な使用方法などを含みます。

欧州化学品庁は提出されたデータを審査し、化学品の潜在的なリスクを評価します。審査によって重大な潜在的リスクを持つとされた化学品は、欧州化学品局の許可なく使用することができません。さらに、欧州化学品庁は、化学品の製造法、プロセス、管理、使用方法などについて制限、制約を課す場合があります。

REACHに関するその他の情報は下記のサイトでご覧いただけます。

- [REACH European Silicone Center:](#)
- [欧州化学品庁:](#)
- [European Chemical Industry Council \(CEFIC\):](#)
- [欧州化学品庁REACH情報:](#)
- [CEFIC关于REACH信息:](#)

Momentive Performance Materials - Ready for REACH

モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズはREACHに備えています

REACHを遵守することは、私どもモメンティブの最優先課題の一つです。モメンティブでは、お客さまへ製品を滞りなく納品できるよう、専任スタッフがREACHに備えた活動を行なっています。モメンティブのアクションには、必要な化学品試験、EU域内でモメンティブが責任をもって製造・輸入する全ての化学品の事前登録が含まれるほか、当局と緊密に連絡を取りモメンティブの化学品を適切に区分し、サプライヤーとの連携を強めて原材料の供給を継続的に受けられるよう努めています。

For download of Momentives Customer Letter please click here

- [English](#)
- [German](#)
- [French](#)
- [Spanish](#)
- [Russian](#)
- [Italian](#)
- [Dutch](#)

モメンティブ社のREACH担当:

モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ GmbH

Ralf Maecker

D-51381 Leverkusen

Geb. T39

Tel: +49 (0) 214 30 50 357

Further queries concerning REACH please turn by mail to:

Reach@momentive.com

Copyright 2009 Momentive Performance Materials Inc. All rights reserved.

Use of this information signifies your acceptance of Momentive's Terms & Conditions and Privacy Policies